



隆慶後期に見る専制要求

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-05-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 俊郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004517

隆慶後期に見る専制要求

櫻井俊郎

(一)

張居正は、明末萬曆朝（一五七三～一六二〇）の初め、強力なり
ーダーシップによって政治改革を行ったことで夙に知られる。しか
し、強権的な内閣大学士の類型は、萬曆朝を待たず、先立つ隆慶朝
（一五六七～一五七二）に既に登場している。明代史家として著名
な孟森は、隆慶帝について、

在位すること六年、無為にして徳により統治し、自ら儉約を行
い、節約は巨万にのぼった。アルタンに封貢を許し、賦役を減
じて民を休息させ、辺陲は安んじた。伝統を継ぎ文治を守り、
令主と謂うべきである。ただ、権臣たちが互いに反目しあい、
派閥が形成され、帝王の威令を振るい積習を抑え除くことは適
わず、寛恕するばかりで剛直明察が足りなかった。（一）

という言葉を引きつつ、その功績の多くは柄臣（三首輔）によるもの
だったことを指摘している。（二）ここに云う三首輔とは、言うまで
もなく徐階・高拱及び張居正のことである。孟森によるこうした隆
慶帝への評価は、皇位継承権有資格者の一方の雄と目されていた皇
太子時代と、即位後に政務に一向励精しない庸君としての姿とを混
同している嫌いなしとしない。しかし、隆慶帝の政治への無関心が、
却って豪腕を以て知られる内閣大学士たちの活躍する舞台を用意す
ることになったのは、確かなことであろう。

論者はかつて、明代における政策決定に直結する情報・命令伝達
プロセスに焦点を当て、明代前半、特に弘治朝（一四八八～一五〇
五）頃までの、上奏文制度の形成と変容を論じたことがある。（三）
行論中、洪武朝以後の諸代を通じ、皇帝親政という理念に沿う形で、
面奏・面議の実施、その機会増加、及び文書行政の効率化と制度的

拡充が図られていったことを述べた。同時に、そうした体制が、早くも正統朝（二四三六〜一四四九）→弘治朝頃には形骸化しつつあったことを、具体例から明らかにした。

史的条件は、そうした制度の経年変化だけではない。正徳帝（在位一五〇六〜一五二二）や嘉靖帝（在位一五二二〜一五六六）らが政務に対し著しく無関心であったことは、周知の通りである。孟森が述べる隆慶朝の政治状況は、こうした時代の潮流の末に位置していたと言つてよい。

隆慶初期に入り、朝臣たちからは面奏・面議を求める言説が頻りに上された。その詳細については、既に前稿で述べた通りである。⁽⁴⁾ 隆慶二年（一五六八）八月、張居正の「陳六事疏（大本急務疏）」は、そうした中で提出されたわけだが、これは萬曆初政一〇年間に推進された改革の青写真が述べられていると屢々指摘される、重要な疏である。⁽⁵⁾

韋慶遠が「隆萬大改革」と呼ぶが如き、この時期の改革が既に隆慶朝から始まっているとする見解に照らせば、なるほど「陳六事疏」が隆慶二年八月段階でのぼされていることに不思議はない。しかし、張居正が危機感を以て時代を捉え、改革プランを上程したちようどこの時期、同じく政官界で活躍していた彼以外の朝臣たちの目に、同じ風景はどのように映っていたのだろうか。様々に存在する政治

課題を分析し、総合的な対策を考えだし、それを実行に移すだけの力量を持ち得たのは、確かに張居正その人のみであったかもしれない。他方で、時代危機を感じ取り、正しい「皇帝専制」への回帰を通しその時代危機を乗り越えようという意識は、他の朝臣たちの間にも見られたとしても不思議はない。本稿では、当時の政官界における、皇帝専制政治実現を求める改革指向の意見にどのようなものが存在するのか、前稿に引き続き、具体的傾向を探ってみることにする。

(11)

まず、隆慶二年九月壬戌（二五日）、都察院左都御史王廷等により上奏された疏は、張居正の「陳六事疏」⁽⁶⁾を承けたものであった。六事の内、「振紀綱」「重詔令」の二項目を敷衍し、改めて八つの論点に涉つて詳細に検討したものである。その第一項、「一、慎政令」では、

自今、凡そ大政大疑に遇わば、先ず九卿科道に行して會議し、仍お閣臣を召し、其れをして衆人の見聞を參酌せしめ、之れを本朝の故事に稽べしめ、應に舉行すべきや否やは明白に具奏せしむ。更に望むらくは神を凝らして詳覽し、心を虚しうして裁度し、如し事果して當に擧ぐるべくんば、奮然として即ちに行

われん。倘し勢として或いは少や難ければ、毅然として即ちに罷められんことを。行止は一人に決し、用舎は天下に公なれば、則ち主勢自尊にして紀綱も振るうべし。

と述べる。こゝは皇帝による政務の最終決定方法についての意見で、九卿大臣・科道官を招集して廷議により議論を行わせた上で、さらに閣臣を招集して多方面の意見や史上の故事を斟酌して可否判断の意見を上奏させ、それに基づいて皇帝が是々非々の態度で自ら意志決定を行うべきだとされる。次の「一、專責成」は、

請うらくは中差・大差に於いては、回道御史の内より揀び用い、限るに一年を以て更に差すを得ざらしめ、之れをして刑名を看詳し、章奏を檢閲し、故事に練習せしむを。

と述べるごとく、十三道監察御史の人事サイクルに関する指摘を特徴とする。短い任期で人を回すことをやめ、少なくとも一年は配置換えをせずに刑名を調べ、章奏を檢閲し、やり方に練達せしめるべきとしている。あたかも、高拱や張居正が主張していた、官吏の久任と一脈通ずるが如き議論である。続く「二、振士氣」には、

宜しく事を詢ねて言を考え、微を察して著を知り、其の始進を慎んで、其の後成を責すべし。

と、監察の引き締めを図る必要性が述べられている。続いて「二、銷勘合」では、

今後、凡そ欽依勘合を奉有せば、務めて刻期完報するを要む。と、勘合に定められた期限に準拠した官員取り調べの執行を主張する。「二、公激揚」は、人事の公平性に関する問題を俎上に載せる。すなわち、

在外方面官員は、擧多く、刺少なし。……今後、御史復命して方面を薦擧するに、多きも六七員を過ぎず、或いは三四員。有司は多きも七八員を過ぎず、或いは五六員のみなるべし。薦詞は止だ四五句を以て率と爲し、必ずしも長篇累牘して以て章奏の體を失せざれ。應に効すべきの人は尤も須らく其の大姦を先にし、徒らに州縣府佐等の官を以て數に充つこと毋く、仍お定めて其の貪を爲し酷を爲すは憑を以て議覆すべし。

と主張する。在外方面官に関する人事考課では、プラス評価による推挙ばかりでマイナス評価が少ないため、推挙数の抑制が必要であり、かつ、章奏の体を失するような冗長な推薦文は慎むべきである。また州縣佐貳官などの小物で摘発数を稼ぐのではなく、大姦をこそ、真つ先に弾劾すべきだ、との大意である。「二、慎防檢」では、

宜しく嚴に申飭を行い、凡そ刑名に批答するは、止だ律例にのみ憑りて參詳し、任意に輕重するを得ざれ。賊罰を動解するは、止だ司府の申呈にのみ憑り、恠私支取するを得ざれ。

と、御史の在外出巡に於いて、法的根拠に基づいた刑名の批答、司

府の申呈に基づいた贓物の振り方が求められることを指摘する。「一、懲貪酷」は、

凡そ遠方の有司、朝廷の耳目及ばざる所を以て、多く肆に貪虐を爲す。宜しく巡按御史をして嚴に禁約を行し、實に據りて參奏せしむ

と述べる。遠方の有司による貪虐行為を、巡按御史が厳しく取り締まるべきだとする。そして、最後の「一、端風化」では、次のように言う。

童生を以て叢りて郡守を殴り、生員を以て有司を攻訐す。師長を非毀するに、連珠して街衢に偏布し、讐嫌に報復するに、歌謠もて梓木に遂録す。宜しく所在の提學官に行して、臥碑に申明し、嚴に飭治を加えられよ。

童生や生員が地方官を殴り、攻撃し、示威行動に打って出るような際、学官が中心にたつて、そうした学生運動の取り締まり・処分を強化すべきことを主張する。(7)

なお、以上八項目にわたって主張が展開された王廷の奏疏は、隆慶帝に採択され、実行が命ぜられている。上述各項目中、隆慶帝自身の積極的政治参与を求める内容が初めに述べられる一方で、その多くが、客観的な根拠に基づいて各級官僚の人事考課を適正化するよう求める内容になっていることに気づくであろう。張居正の上奏

の中から「振紀綱」と「重詔令」を採りあげつつ、張居正の首輔時代に実現することになる「考成法」の理念や内容と少なからず重なる主張が登場していることも興味深い。

(三)

隆慶三年(一五六九)、春、嘉靖帝が没して既に三年の月日が経ち、隆慶帝が服すべき父の喪が明ける。平常の執務が可能になる帝に対し、臣下と協同して政務を執るよう求める意見が盛んに見られるようになる。まず、礼科都給事中王之垣、吏科左給事中温純、工科左給事中龍光、雲南道御史王圻らが言う。

禮科都給事中王之垣・吏科左給事中温純・工科左給事中龍光・雲南道御史王圻等、各々疏して、聖孝吉除の日に當り、群臣を延問し、章奏を覽決し、上は帝業を先にし、下は輿情に副うべきを以て請う。皆、所司に下し、之を知らしむ。(8)

帝は臣下と面談し、上奏文に自ら目を通して裁決を下す、そうやって親政すべきことを求めたものであるが、實録の文面は簡略に過ぎ、詳細は伺えない。この暫く後にのぼされた南京吏部尚書吳嶽の陳言六事疏では、より具体的な要請内容が知られる。隆慶三年閏六月に上奏された彼の疏文の論点は、次の通りである。まず、「一、勤召對」では、

経筵進講は、率ね故事に循い、裨無し。啓沃は時に近臣を召し、相い與に古を考えて今を論じ、以て實效を求むるに若くは莫し。と、経筵進講の旧套を脱し、その場に近臣を召して、臣下召対の実効を求めるよう提案する。次に、「二、限輪對」では、

常朝は、止だ見謝彌文のみ。宜しく各部院の堂官をして便殿に班立し、一切の軍國事情に於て次を以て面陳せしむべし。しからば則ち以て聖聰を廣うし、百辟を勸むべし。

と、常朝が謝恩見辞ばかりとなり来れる状況を憂い、便殿に部院堂上官を招集して、重要政務の面奏面議を行うべき事を言う。「三、容直言」では、

諫官は、事の意に于て或いは稍偏り、詞は或いは過激たり。宜しく少や天威を霽らし、優容有りて而して嚴謹無く、以て敢えて諫むるの風を倡えて、壅蔽の患を防ぐべし。

と、諫官の言など帝にとつて不本意であろうと、彼らに対する怒気を抑えて言路を開き、事実隱蔽の患いを避けるべきを述べる。続く「四、崇節儉」では、

邊方の急用は、皆戸部錢糧を仰給す。一たび或いは繼がざれば、即ち患肘腋に生ぜん。皇上、宜しく宮を卑くし食を減じ、天下の爲に費を惜しむべし。宜しく外庫を虚しうして以て内帑を實すべからざれ。

とある如く、辺境の防衛費が戸部管轄下の国庫に依存していることに鑑み、浪費の抑制を訴える。次に、「五、正題覆」にて、

言官事を論ずれば、例として部院に付して題覆せしむ。而るに近ごろ多く各々己が見を持し、少やも異同あらば即ち怨誹を生じ、以て法の甫めて立ちて弊生じ、令の朝に行われて夕に改められ、紛紛たる議論、成功無きに迄るを致す。乞うらくは部院に教し、凡そ諸臣の建議して行ふべき者は即ちに題覆を爲すも、即ちには是非を明列せず、兩つながら可を持すること毋らしめん。

と、言官からの議論に対する部院の題覆が、近年、決着を見ることなき紛々たる議論の元になっており、是正すべきことを述べる。最後の「六、復執奏」は次の通り。

祖宗朝、凡そ内批の所司に下りたるに稍干礙ある者は、大臣義を引きて固争し、務めて以て聖心をして感悟せしめんとす。邇來、多く疑を懐くも、畏れて委曲順承す。脱し權姦の讒に乗ずる有らば、誰れか其の咎に任せん。乞うらくは諸司に教し、例に照して執奏し、以て上下の情を通せしめん。(9)

内批が降つた際、近頃は唯々諾々と従うのみで以前のように奏を執ることが無くなったが、上下の情を通ずるためにも、再び内批に対する執奏を復活すべきことを請うている。

本疏の前四項は直ちに採択、後二項は一旦所司に下され議論に付されたのち、都察院の答申を経て併せて採択された。あたかも、帝に修省を請う場合に見られる内容のようである。屢々指摘される、隆慶帝の政務に対する無関心な態度とも、関係あるかもしれない。(10)

隆慶三年八月には、面奏と上奏文書面に關する礼部の見解が提出された。王之垣・趙焯らの意見を承けたものである。

禮部、給事中王之垣・御史趙焯の奏を覆して請うらく、上、便殿に御し、九卿・科道官をして大事有らば皆面奏するを得しめ、自ら宸斷を取られん。其の疏中の語言・字畫は、務めて省覽に便ならしむべし、と。旨を得たり、今後諸司の章奏は、務めて詞語は簡明、字畫は楷大なること、嘉靖初年の式の如くすべし。便殿面奏は、旨を候ちて行え、と。(11)

ここでは、便殿における九卿・科道官の面奏が求められている。併せて、上奏文の文面・字画は閲読しやすいものたるべきことも述べられている。面奏については暫く指示を待てとされたものの、後者はおおよそ求められた通りに、簡潔明瞭、かつ大字楷書によるべしと指示された。面奏・面議を通じて君臣間のやり取りを緊密に保ち、じかに皇帝自身の決定を仰ぐ。そうした形での親政が目指されている。

(四)

次いで、隆慶三年一月庚辰、南京刑科給事中駱問禮が一〇事を条陳した疏文をのぼした。その内容概略は、以下の通りである。

第一、群言を酌み、天道の公を実現して万機を総裁することにより、独斷の美をたもたれたい。第二、便殿に御して侍従の臣を左右に置き、日中から内廷に引き籠もられないようにされたい。第三、内閣の人選は翰林院からのみに限定せず、広く諸司から参用されたい。第四、六科給事中は久任のポストとし、また詔旨は六科を通じて下されたい。当を得ていない詔旨には奏を執りうるものとし、六科・諸司のチェック機能に加え、都察院御史にもチェック機能を持たせる。第五、直言の採納は、誰がそれを上申したかよりも、内容本意で選ばれたい。第六、朝儀に臨んで事を決する際、左右に給仕して聖旨を伝え上奏文を取り次ぐ役は、宦官に参与せしめるべきでなく、文武侍従を用いるようにされたい。第七、こんにち、帝におもねる風潮が甚だしい。国事の議論は人物の好悪に基づくのではなく、意見の是非を論じるようにされたい。第八、ちかごろ都院が題覆して旨を奉じ施行すべきものにつき、正しく処置されない事が多い。陛下が率先して旨を擬するに必ず自ら当たり、旨を言うに必ず自ら行い、積弊を挽回されたい。第九、面奏にあつては虚詞を排し

て実を求め、簡潔明瞭にして実行し得ることに務めるべきである。諸臣には入第すれば上奏させ、退いては事を治めさせ、上下の交わりが久しく続くようされたい。第十、祖宗が設けた翰林院の史職を当番制で近侍させ、日曆を作成させることとされたい。(12)

駱問禮はこれより先、内官監管轄下にある錢糧支用の不透明性を指摘し、杖罪・削籍に処された雲南道監察御史詹仰庇を弁護している。(13) また張居正が大閱を挙行せんと奏請したおりに

大閱は古禮なり、今時の急とする所には非ず。必ずしも聖駕の親臨を仰煩せざれ。

と、それが急務ではないことによつて親閱反対論を展開、兵部での再検討に持ち込んでいる。(14) ただ、兵部の答申後、原案通り大閱への皇帝親臨が実現するのだが、こうした経緯も相俟つてか、駱問禮は本疏提出後間もなく、左遷の憂き目を見ている。

なお、『國權』では第五項目以下の内容が特に取り上げられ、『明實録』では省略されている「廣言路」に関する具体的な議論が展開される。

今、言官と一二名臣を除くの外、蓋しこれを該衙門の知道に付すのみ。豈に天下公論、果して一二人のみより萃まん哉。……臣、數を盡すに暇あらざるも、即ち東莞の布衣譚清海の陳ぶる所の三事、國體に關わる所尤も重し。夫れ一布衣にして且つ

然り、則ち此れを上すは豈に皆迂談ならんや。而るに一言を採り、一利を興すをも聞かず、該衙門・該部知道せよと謂うの一事のみ。

駱問禮の發言は、かなり激烈な調子であつたように感じられる。彼は言う。陛下は言路を広くするとはおっしゃるが、多くの場合、「該衙門、知道せよ」との聖旨が降るのみ。そもそも、一握りの人間が表明する意見のみが、天下の公論と言えようか。例えば、東莞の布衣で譚清海なる輩のような、言官や名臣とはほど遠い者が上奏した三項目は、國體に關わる重要なもの。にもかかわらず、やはり「該衙門、該部知道せよ」の一言あるのみではないか、と。或いは、面奏については、このようにも言う。

方今、事は必ず面奏せよというも、嚴威の下、誘掖鼓舞の術あるに非れば、則ち漫として責を言う者無からん。また孰か肯えて天威を干冒して以て徒らに自ら辱を取らんや。

特別な誘惑や鼓舞でも無い限り、誰が貶謫の危険を冒してまで、安易に發言をなしましょうや、と。これは第六項目に關する指摘である。更に、敷衍して内官伝旨に対する対処まで話が及ぶ。

又た體統を正し、以て窺竊を防がんと曰う。近ごろ二内侍の重任を辭免するの章あるに因りて、内外臣工、遂に疑懼を生ず。謂うに、此れ乃ち祖宗には絶えて無き所の事なり。彼れ政事を

窺竊するを得れば、則ち流禍も將に小ならざらんとす。願わくば朝見の時、凡そ左右に給事し、傳旨接奏するが如きは、俱に文武侍從を用いられん。

現在、一二の宦官が重任官の辞免を要請したことが、朝廷内外で疑いと懼れを呼んでいるが、これは国初以来、絶無の出来事である。朝儀の際、伝旨や接奏においては、左右の給事に内官ではなく文武官を用いることとせられよ、と。(15)

略問禮の主張で興味深く思われるのは、上奏に関し数多のぼされていた要請の中でも、聊か毛色の異なる見解が見られる点である。例えば、面奏の有効性に懐疑的だったように見えること。彼は、面奏という方法で実のある議論が可能なのか、と疑問を呈する。また、内官伝旨への対応の必要性は認めつつも、朝儀での近侍に外官を用いるよう述べるにとどまっていること。これは、当時、多く寄せられていた「面奏重視」の方向性とは違ふ。明代の科道官は、この時期に限らず、面議の場へ同席を許されるよう要求すること頻りであった。してみると、たとえ面奏を強調したとしても朝見や講筵の後に行われる面奏では必然的に一部高官たちにメンバーが偏つてしまふ、という思いがあったのかもしれない。

(五)

隆慶三年一月乙丑には、尚宝司丞鄭履淳が、当時の災異頻発と荒んだ社会状況に鑑み、修省を請う疏をのぼしているが、その中に面奏面議や上奏に関わる発言が少々見える。

乙丑。尚寶司丞鄭履淳言えらく、頃年以來、萬民は業を失ひ、四方に故多く、天は鳴り地は震え、災害沓りに臻る。臣等は常に陛前に慟哭流涕すべく、皇上は應に宵旰に臥薪嘗膽すべきなり。……今の最も急なるもの用賢に如くは莫し。陛下は御極以來、三禩に恭默せられたり。寧ぞ曾て一大臣を召問し、一講官を面質し、一諫士を賞納して、以て共に思患豫防の策を畫せられたるや。……伏して願わくば、英斷を奮いて以て大計を決し、小故の淆る所と爲ること勿れ。濬哲を弘うして以て君子を任じ、僻昵の惑わす所と爲ること勿れ。……陸樹聲・石星の流を拔用し、殷士儻・翁大立等の疏を省納せられよ。經史の講筵、臣民の章奏は、必ず所司と與に面して相い可否せられよ。萬幾の裁理は漸く熟し、人才の邪正は自ら知られん。

ちかごろ、民衆は生業を失ひ、各地で事件が発生し、天変地異も頻りに起こっている。対処策として、まずは有能な人材を活用することが肝要であろうが、陛下は先帝三年の喪に服されていたことも

あつて、政務に際し大臣を召問したり、経筵日講で講官に面質したり、諫官の言を納められることが、嘗て無かつた。御自ら大政に英断を振るわれ、賢才を任用されよ。先に貶謫された陸樹聲や石星らを復任させ、殷士儋や翁大立らの疏を納められたい。経史の講義、各処からの奏疏は、必ず関係臣下と議論せられたい。さすれば万機の総理に熟達し、人の能力も自ずと知られましようぞ。(16)

鄭履淳は、鄭曉の子である。彼は帝怒に触れ、廷杖一百に処された上、刑部獄に数ヶ月間次ぐ繋かれることとなつた。のち、刑科給事中舒化らの救を得、積されて民に貶されている。

劉體乾による隆慶四年(一五七〇)正月の疏は、款式を全く満たさない章奏が内官によって使用されたことを問題視した一文である。内官伝旨の過程で生じた一問題の中味を具体的に示しており、非常に興味深い(17)。

戊寅。内承運庫、空頭筭子を以て戸部に傳論し、銀十萬兩を進ましむ。部臣劉體乾、執奏すらく、京庫の錢糧は繋る所至つて重し。今、片紙を以て之を取り、姓名は具せず、印信は鈴せざれば、安んぞ眞偽を知らんや。臣が責、典守に在れば、敢えて發せざるも、科臣劉繼文もまた白劄は章奏の體に非ざるを言う。乞うらくは中旨を慎み、以て欺蔽を防がれんことを、と。上報じ、旨あり、取る所の銀兩は令して數の如く以て進めよ、と。

ここでは、内官たる内承運庫太監が、簽名も鈴印もない白劄によって戸部銀十萬兩を引き出した件に対し、戸部尚書劉體乾や戸科給事中劉繼文が異論を述べている。しかし彼らが呈した意見に関わらず、最初の命の通りに、との旨が降っている。

ちょうどこの前後は、上供物料の増徴命令に加え、国庫の銀兩を割いて上供に回そうとする内朝の圧力が甚だしい。戸部は九辺鎮での支出等を楯に必死の抵抗を試みており、その先頭に立っていたのが劉體乾である。科道官らの援護もあり、国庫銀の内帑転用を阻止したり、辛うじて幾分減額させることにも、時折は成功していた。だが、同年七月に至つてついに罷免されている。(18)

(一八)

内閣大学士に復帰し、次輔として首輔李春芳を凌ぐ強権を振るいはじめた高拱は、四年七月、章奏の体について意見し、彼の意向通りの聖旨を得ている。

己巳。……掌吏部事大學士高拱言えらく、近來、章奏日ごとに浮泛に趨り、鋪綴連續して、徒らに聖覽を煩わす。……人臣奏對の禮は當にかくの如かるべからず。請うらくは嚴に禁約を加え、内外諸司をして、凡そ章奏あらば、直陳に在るに務め、其の事意盡くせば止め、前に仍りて鋪綴するを得ざらしめ、違う

者は該部科官參治するを聽せば、恭肅の體を存し、且つ簡實の風に還るに庶からん、と。旨を得たり。近來、章奏の信は繁辭なること多く、且つ語は肆慢に涉り、甚だ人臣奏對の體に非ず。

所司通じて嚴禁を行い、違う者は部院及び科臣これを劾治せよ、と。(19)

禁令が定められて僅かに二四日後のことである。

癸巳。……刑部右侍郎游居敬、宋の羅從彦・李侗を以て、孔廟に從祀せんことを請う。時に、方めて章奏の繁詞禁じたれども居敬數百言を累ぬ。上、其の首めて明禁を犯すを以て、奪俸三月を命ず。

とあるように、早速、同月中に最初の摘発者が出たようである。(20) 宋儒を孔廟に從祀するようになりたいと求めた疏が冗長に過ぎたとし、刑部右侍郎游居が減給処分を食らったのである。権力者高拱の提案によつてこの禁約が成立した直後のことでもあり、いくぶん、見せしめの感がある。

礼科都給事中張國彦は、嘉靖朝に行われていた面對の旧制を復すべく、李時が撰した『召對錄』の節要二九条を進めて閲読を願った。

隆慶五年(一五七二)三月のことである。

乙酉。禮科都給事中張國彦言えらく、皇上の臨御以來、典章・

政事は煥然として述ぶべし。獨り召對の一節のみ、尚お未だ舉

行せられず。近ごろ輔臣面奏して天語を荷蒙し、優荅一時ありて臣工傳頌するは、以て曠典爲るを聞く。臣ら伏して覩るに、先朝大學士李時記す所の『召對錄』は、嘉靖九年の郊壇墾工より始まり、十五年の文華殿にて事を議せるに終る。中間、一政令の興革、一人才の進退も、臣僚を召問して可否を面決せざること罔く、家人父子と異なる無し。蓋し、先皇坐して四十五年の太平を致す所以、實に此に基けば、乃ち今日當に繼述すべき所の者なり。臣ら謹んで前録を以て繁文を刪去し、其の主要を撮り、總べて二十九條、繕寫して上進せん。伏して望むらくは留神觀省し、銳意遵行せられ、以て先朝の盛事を光らされんことを、と。疏入り、聞を報ぜられ、録して覽に留む。(21)

輔臣を召し、君臣が膝を交えて政務を執る。嘉靖四十五年間の太平を実現した基礎だ、などと、やや無理のある先朝美化をするまでもなく、明代における執政方法上の一理想像であった。実際には僅か數度しか奉行されなかつた弘治君臣の召對が、殊更に美事として稱揚され続けたのも、あながち弘治朝が平穩無事な時期であつたからだけではあるまい。

(七)

明初の殿閣大學士、すなわち一介の政治相談役に過ぎなかつた翰

林官は、やがて文華殿に治所を構え、翰林院から独立した部署と認識されるようになってゆく。三楊の頃に票擬権を確立して政策決定に深く関わり始め、いつしか旧時の宰相にも比せられる、人臣として極めうる最高の地位と目されるに至った。嘉靖末から萬曆初の、強権的な首輔は、そうした歩みを経て出来上がったものである。

一方、太監王振によつて開かれた宦官権力の伸張は、また、「影の内閣」とも呼ばれる存在に成長する。明代中葉以降、折々に問題視されてきた内官伝旨が、隆慶朝にも相変わらず登場するのも、やはり明代の政策決定過程の中に、宦官の政治関与がしつかり根を下ろしていたからに他ならない。正徳朝の劉瑾、天啓朝の魏忠賢は、明代政治史の流れの中では、決して鬼っ子では無かったのである。

しかし、外官にとつては、由々しき問題である。真に皇帝の意志であるか否か不分明な伝旨には、何を以て対抗するか。皇帝聖旨という、政策決定の正統性を保証する唯一絶対の権威を、どうやって確保するか。結局、外官らにはつきり見える形で、生身の皇帝がその意志を明らかにする方法を講ずるしか無い。

かくして、上奏文への批答作成には、閣臣を帝前に招集すべきだ、という主張が生まれる。講筵や朝儀の後に、高官たちを召して面奏・面議し、委細を尽くすべきだということにもなる。或いは駱問禮の如く、科道官や更に布衣からも、内容本位で意見を吸い上げて貰い

たい、最も公開性の高い皇帝政治の場たる朝儀で、君臣間意志交換の透明性を高めて欲しい、というような要求が出てくるのも、当然なのである。

言を重ねるが、隆慶朝には、徐階から高拱、張居正へと、能力・権力を兼ね備えた首輔が連なる。本稿冒頭に述べたように、庸主のパーソナリティに導かれた結果であるのは否めない。それゆえ、皮肉にも、『明史』は帝を「令主」とすら表現している。しかし同時に、内閣というシステムがそれまで歩んできた結果でもあった。内廷と外廷が絡み合つて権力闘争を繰り返し、時に醜い派閥抗争を繰り広げながらも、全体として、萬曆初政の張居正政権を頂点とする、強力な首輔主導政治にまつすぐ向かつていった印象が強いことが、その何よりの証左であろう。

【注】

- (1) 『明史』卷一九、穆宗本紀贊語（中華書局標点本、第二冊二五六頁）。「穆宗在位六載、端拱寡營、躬行儉約、尚食歲省巨萬。許俺答封貢、減賦息民、邊陲寧謐。繼體守文、可稱令主矣。第柄臣相軋、門戶漸開、而帝未能振肅乾綱、矯除積習。蓋亦寬恕有餘、而剛明不足者歟。」以下、資料中の誤字は（ ）で訂正し、

脱字は「」で補い、衍字は（）で括る。

- (2) 孟森『明代史』(台湾書店《中華叢書》、台北、一九五七年一月)。第二編「各論」第四章「議禮」第四節「隆慶朝政治」二五四～二六六頁、第五章「萬曆之荒怠」第一節「冲幼之期」二六八～二八〇頁。なお、同書は異なる書名で版を重ねており、他の主要排印本として、『明清史講義上』(中華書局、北京、一九八一年三月)二二三～二五七頁、『明史講義』(上海古籍出版社《蓬萊閣叢書》、上海、二〇〇二年六月)二四二～二六六頁、の両書を挙げておく。

- (3) 櫻井俊郎「明代題奏本制度の成立とその変容」『東洋史研究』第五一卷第二号、一九九二年九月、一七五～二〇三頁。

- (4) 櫻井俊郎「隆慶初年の奏疏問題」視朝・召対を巡る議論―『人文学論集』第二二集、二〇〇三年二月、六七～八一頁。

- (5) 例えば、韋慶遠「張居正和明代中後期政局」(広東高等教育出版社、広州、一九九九年三月)三〇一～三三四頁。

- (6) 張居正の「陳六事疏」は、『明穆宗實録』卷三三、隆慶二年八月丙午に見える。「省議論」、「振紀綱」、「重詔令」、「覆名實」、「固邦本」、「飭武備」の六事より成る。その節略については、談遷『國權』卷六五、隆慶二年八月丙午(鼎文書局《中国學術類篇》本、第七冊四〇九二～四〇九四頁)を見よ。また、全文

は長文にわたるが、以下を参照。『張太嶽文集(新刻張太嶽先生文集)』卷三六、復旦大学図書館蔵明萬曆刻四七卷本、一a～一二b、上海古籍出版社、一九八四年四月影印本、四五三下～四五九上。また、『張居正集』卷一、奏疏一(荊楚書社/湖北人民出版社、一九八七年九月排印点校本、一～三四頁)。それぞれに、多少の字句出入がある。

- (7) 『明穆宗實録』卷二四、隆慶二年九月壬戌(二五日)。「壬戌。都察院左都御史王廷等、覆大學士張居正所陳「振紀綱」「重詔令」二事、析爲八議(款)。一、慎政令。……自今凡遇大政大疑、先行九卿科道會議、仍召閣臣、令其參酌衆人見聞、稽之本朝故事、應否舉行明白具奏。更望凝神詳覽、虛心裁度、如事果當舉、奮然即行。倘勢或少難、毅然即罷。行止決于一人、用舍公平天下、則主勢自尊而紀綱可振。一、專責成。……「請」以(於)中差、大差、回道御史內揀用、限以一年不得更差、使之看詳刑名、檢閱章奏、練習故事。……一、振士氣。……宜試(詢)事考言、察徵詢(知)著、慎其始進、責其後效(成)。……一、銷勸令。……今後凡奉有欽依勸令、務要刻期完報。……一、公激揚。在外方面官員、舉多刺少。……今後御史復命薦舉方面、多不過六七員、或三四員。有司多不過七八員、或五六員。薦(舉)詞止以四五句爲率、不必長篇累牘以失章奏之體。應劾之人尤須先其

大姦、毋徒以州縣府佐等官充數、仍定其爲貪爲酷以憑議覆。：

一、慎防檢。……宜嚴「行」申飭、凡批咨刑名、止憑律例參詳、不得甚「任」意輕重。動解贓罰、止憑司府申呈、不得恟情

(私) 支用(取)。……一、懲貪酷。凡遠方有司、以朝廷耳目所不及、多肆爲貪虐。宜令巡按御史嚴行禁約、據實參奏。……一、

端風化。……以董生而叢毆郡守、以生員而攻許有司、非毀司(師)長、連珠徧布于街衢、報復讐嫌、歌謠遂鏗于梓木。宜行所在提學官、申明臥碑、嚴加飭治。……疏入、上命務實舉行。」

(8) 『明穆宗實錄』卷三〇、隆慶三年三月丙寅(二二日)。「丙寅。禮科都給事中王之垣・吏科左給事中溫純・工科左給事中龍光・雲南道御史王圻等、各疏請當聖孝吉除之日、延問群臣、覽決章奏、以上先帝業、下副輿情。皆下所司、知之。」

(9) 『明穆宗實錄』卷三二、隆慶三年閏六月乙巳(七日)。「乙巳。……南京吏部尚書吳儼(獄)陳言六事。一、勤召對。謂、經筵進講、率循故事、無裨。啓沃莫若時召近臣、相與考古論今、以求實效。二、限輪對。謂、常朝、止於見謝彌文。宜令各部院堂官班立便殿、於一切軍國事情以次面陳。則可以廣聖聰、勸百姓(辭)。之(三)、容直言。謂、諫官、于事意或(有)稍偏、詞或過激。宜少霽天威、有優容而無嚴謹、以倡敢諫之風、防壅蔽之患。四、崇節儉。謂、邊方急用、皆仰給戶部錢糧。一或不繼、

即患生肘腋。皇上宜卑宮減食、爲天下惜費。不宜虛外庫以實內帑。五、正題覆。謂、言官論事、例付部院題覆。而近多各持己

見、少有異同、即生怨誅、以致法甫立而弊生、令朝行而夕改、紛紛論、迄無成功。乞敕部院、凡諸臣建議可行者、即爲題覆、不即明列是非、毋持兩可。六、復執奏。謂、祖宗朝、凡內批下

所司稍有干礙者、大臣引義固爭、務以感悟聖心。邇來、多懷疑、畏委曲順承。脫有權姦乘費、誰任其咎。乞敕諸司、照例執奏、以通上下之情。疏入、上自採其前四事、而以後二事下所司、看詳以聞。於是掌院都御史王廷謂、獄言皆係國體。謂(請)行所司務實舉行。報可。」

なお、『國權』卷六六、隆慶三年閏六月乙巳(第七冊四一一頁)に、この節略が載る。

(10) 例えば、夏燮『明通鑑』卷六四、隆慶三年三月條(中華書局標点本、第六冊二五一四頁)。給事中吳時來が上奏したことを次のように紹介する。「是月、上免喪、臨朝、未嘗發言。給事中吳時來上「保泰九箴」。一、致戒懼。二、端遊幸。三、戒嗜好。四、發論音。五、習奏事。六、嚴票旨。七、慎傳奉。八、弘虛受。九、禁誣指。……言嚴票旨、謂「宜專責之閣臣」。言慎傳奉、謂「宜禁內批之假借」。……疏入、報聞。」修省を請うたとはされていないものの、喪が明けて朝に臨んだ隆慶帝が沈黙に始終し

たことに対しのおされたものの如くである。

(11) 『明穆宗實錄』卷三六、隆慶三年八月乙丑(二四日)。「乙丑。禮部覆給事中王之垣・御史趙焯奏請、上御便殿、令九卿・科道官有大事皆得面奏、取自宸斷。其疏中語言・字畫、務使省覽得旨、今後諸司章奏、務詞語簡明、字畫楷大、如嘉靖初年式。便殿面奏、得(候)旨行。」

また、『國權』卷六六、隆慶三年八月乙丑(第七冊四一一五頁)参照。

(12) 『明穆宗實錄』卷三九、隆慶三年一月庚辰(二一日)。「庚辰。南京刑科給事中駱問禮條陳十事。其一言、皇上躬聽萬幾。宜酌用群言、不執己見、使可否予奪皆合天道之公、則有獨斷之美、無自用之失。其二言、皇上宜日御使(便)殿使侍從之臣常在左右、非澗晦、不入宮闈、則涵養薰陶、自然有益。其三言、內閣政事根本、宜參用諸司、無拘翰林、則講明義理、通達政事、皆得其仁(人)。其四言、風紀之臣、當脩(備)員久任。凡詔旨必由六科諸司、始得奉行。即未當、許封進執奏。如六科不能封駁、諸司失檢察者、許御史糾彈。仍願皇上虛懷容納、令風憲各舉其職。其五言、頃詔書兩下、皆許諸人直言。然所採納者、除言官與一二大臣外、盡付之所司而已。今自(自今)宜益廣言路、凡凡民章奏不惟其人惟其言、今(令)匹夫皆得自效。其六言、

皇上臨朝決事、凡給事左右、如傳旨接本之類、宜用文武侍從、母使中官參與、則窺竊之漸無自而生。其七言、今之士習、阿比成風、稍或異同、輒加排擠。自今、凡議國是(事)、惟論是非、不狗好惡、衆人言之未必得、一人言之未必非、則公論日明、而士氣可振。其八言、朝廷渙號、主于必行。今部院題覆奉旨施行者、未見從實脩舉、因循玩愒、習爲故常。「惟」陛下身率于上、擬則必當、言則必行、以挽積弊之習。其九言、面奏儀節、宜省文求實、務在易簡可行、俾諸臣人而敷奏、退而治事、各不相妨。斯、上下之交可久。其十言、祖「宗」設脩撰・編脩・檢討等官、寔皆史職、宜令更番直日密邇乘輿言動奏報、凡耳目所得及者、執簡備書、脩爲日曆、其耳目所不及者、諸司或以月報、或以季報、或以年報、令得隨事纂輯。以乖勸戒疏上、上以「其」言狂妄、命降三級。于是、吏部擬補問禮于南京國子監學正。有旨、改邊方用。」

なお、『皇明經世文編』卷四七〇、「萬一樓集」所収、「恭遇聖志勵精效涓埃以贊盛大疏(面奏)」に、同文の節略が採録されてゐる。

(13) 『明穆宗實錄』卷三三、隆慶三年五月甲寅(二一日)、同戊午(二五日)。また、『國權』卷六六、五月甲寅、同戊午條(第七冊四一〇八〜四一〇九頁)

- (14) 『明穆宗實錄』卷三三、隆慶三年六月甲申(一二日)。また、『國權』卷六六、隆慶三年六月甲申條(第七冊四一一〇頁)。
- (15) 『國權』卷六六、隆慶三年一月庚辰(第七冊四一一八頁)。「庚辰。南京刑科給事中諸暨駱問禮、上十事。其五曰、公採納以廣言路。陛下登極以來、詔書兩下、皆有諸人直言之條。今除言官與一二名臣外、蓋付之該衙門知道。豈天下公論果萃于一二人哉。而詔書之下、又何必以直言爲詞也。臣不暇盡數、即東莞布衣譚清海所陳三事、于國體所關尤重。夫一布衣且然、則上此豈皆迂談。而不聞採一言、興一利、謂該衙門該部知道一也、而曰該衙門即不許覆行、夫前已不可矣。方今事必面奏、嚴威之下、非有誘掖鼓舞之術、則漫無言責者、又孰肯干冒天威以徒自取辱哉。又曰、正體統、以防窺竊。近因一二內侍有辭免重任之章、內外臣工、遂生疑懼、謂此乃祖宗所絕無之事。彼得窺竊政事、則流禍將不小。願朝見之時、凡給事左右、如傳旨接奏、俱用文武侍從。面奏不能盡、或一二當傳奉出入者、亦以付之、不使中官參預以褻天職。且明詔中官、不得復爲辭免重任之疏、則體統正、而窺竊之漸亦無自而生。上怒其妄、鐫三級。吏部擬南京國子監學正、不允、謫之。」
- (16) 『明穆宗實錄』卷四〇、隆慶三年二月乙丑(二七日)。「乙丑。尚寶司司丞鄭履淳言、頃年以來、萬民失業、四方多故、天鳴地震、災害洊臻。臣等當慟哭流涕於陛前、皇上應臥嘗薪(薪嘗)膽於宵旰也。……今之最急莫如用賢。陛下御極以來、恭默三禩矣、寧曾召問一大臣、面質一講官、賞納一諫士、以共畫思患豫防之策乎。……伏願、奮英斷以決大計、勿爲小故之所清。弘濬哲以任君子、勿爲僻昵之所惑。以美色奇珍之玩而保瘡痍、以昭陽細故(務)之勤而和庶政……拔用陸樹聲・石星之流、(省)納股士儋・翁大立等疏。經史講延(筵)、臣民章奏、必與所司面相可否。萬幾之裁理漸熟、人才之邪正自知。……上以履淳假借陳言妄議朝廷、懷姦生事、命廷杖一百、繫刑部獄。」
- この節略については、『國權』卷六六、隆慶三年二月乙丑(第七冊四二二頁)、『明通鑑』卷六四、隆慶三年二月條(第六冊二五二四頁)等を参照。
- (17) 『明穆宗實錄』卷四一、隆慶四年正月戊寅(二〇日)。「戊寅。內承運庫以空頭筭子傳諭戶部、進銀十萬兩。部臣劉體乾執奏、京庫錢糧所繫至重。今以片紙取之、姓名不具、印信不鈐、安知眞僞。臣責在典守、不敢發也、科臣劉繼文亦言白筭非章奏體。乞慎中旨、以防欺蔽。上報有旨、所取銀兩令如數以進。」
- また、『國權』卷六六、隆慶四年正月戊寅(第七冊四二二三頁)、『明通鑑』卷六五、隆慶四年七月條(第六冊二五三二～二五三三頁)を参照。

(18) 上供の増徴や国庫の転用命令の事例は、この前後一年の範圍をざっと見ただけでも、以下の諸時期に確認された。把漢那吉が来降した四年九月以降は、なりをひそめる。隆慶三年四月癸未、三年七月壬寅、四年三月甲申、四年三月甲申、四年三月乙未、四年四月辛酉、四年五月癸酉、四年七月己卯。以上、全て『明穆宗實録』と『國權』より拾ったが、煩を避け出所は省略に付す。なお、『明通鑑』の前注引用箇所にも、前後の時期を俯瞰した記事が載り、参考になる。

(19) 『明穆宗實録』卷四七、隆慶四年七月己巳(三日)。「己巳。……掌吏部事大學士高拱言、近來、章奏日趨浮汎(泛)、鋪綴連牘、「徒」煩聖覽。且言多意晦、端緒雖尋、翻可竄匿事情、支調假飾。人臣奏對之禮不當如此。請嚴加禁約、令内外諸司、凡有章奏、務在直陳、其事意盡而止、不得仍前鋪綴、違者聽該部科官參治、庶存躬(恭)肅之體、且還簡實之風。得旨。近來章奏信多繁辭、且語涉肆慢、甚非人臣奏對之體。所司通行嚴禁、違者部院及科臣劾治之。」

また、『國權』卷六六、隆慶四年七月己巳(第七冊四一三六頁)、『明通鑑』卷六五、隆慶四年七月條(第六冊二五三二頁)を参照。

(20) 『明穆宗實録』卷四七、隆慶四年七月癸巳(二十七日)。「癸巳。

……刑部右侍郎游居敬、請以宋羅從彦・李侗、從祀孔廟。時方禁章奏繁詞、而居敬累數百言。上以「其」首犯明禁、命奪俸三月。」

『國權』卷六六、隆慶四年七月癸巳(第七冊四一三八頁)を参照。

(21) 『明穆宗實録』卷五五、隆慶五年三月乙酉(二十四日)。「乙酉。禮科都給事中張國彥言、皇上臨御以來、典章政事煥焉(然)可述。獨召對一節、尚未舉行。近聞輔臣面奏、荷蒙天語、優吝一時臣工傳頌、以為曠典。臣等伏觀、先朝大學士李時所記召對錄、始于嘉靖九年郊壇視工、終於十五年文華殿議事。中間一政令之興革、一人才之進退、罔不召問臣僚面決可否、與家人父子無異。蓋先皇所以坐致四十五年之太平、實基于此、乃今日所當繼述者。臣等謹以前錄刪去繁文、撮其大要、總二十九條、繕寫上進。伏望留神觀省、銳意遵行、以光先朝盛事。疏入、報聞、錄留覽。」また、『國權』卷六七、隆慶五年三月乙酉の條(第七冊四一五九頁)、『明通鑑』卷六四、隆慶五年四月條(第六冊二五四二)二五四三頁)を参照。